

福岡市保育士人材確保事業 就職準備金貸付の使途（例）

■ 就職準備金貸付の経費対象となる物品の一例です。参考にしてください。

下記に記載がない物品等で判断に迷う場合は、担当までお尋ねください。

※ 転居費用については、一定の要件がありますので、必ず事前にご相談ください。

貸付の対象となる物品（例）	貸付の対象とならない物品（例）
<p>【申請者本人】</p> <p>① 転居費用（敷金・礼金・仲介手数料） <u>※就職によって転居が伴う場合のみ対象</u></p> <p>② 通勤に利用する自転車等</p> <p>③ 通勤用の被服</p> <p>④ 業務用の被服・シューズ等</p> <p>⑤ 雇入れ時の健康診断</p> <p>⑥ その他必要と認められるもの</p>	<p>【申請者本人】</p> <p>① 申請者本人の下着類</p> <p>② 日焼け止め等、化粧品類</p> <p>③ コンタクトレンズ</p> <p>④ アクセサリー類</p> <p>⑤ PC及び周辺機器類（カメラ、プリンターなど）</p> <p>⑥ 事務機器（FAX、テプラなど）</p>
<p>【申請者の子】</p> <p>① 通園用の被服（靴、雨具など）</p> <p>② 保育園用の被服（着替え、オムツなど）</p> <p>③ 保育園の指定で購入する制服や体操服等</p> <p>④ その他必要と認められるもの</p>	<p>【申請者の子】</p> <p>① 延長保育料</p> <p>② 毎月かかる保護者会費や絵本代</p>